

[事案 20-65] 特定疾病保険金請求

- ・平成 21 年 2 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 2 日 裁定終了

< 事案の概要 >

非浸潤性乳管癌は、支払対象外とされる上皮内癌に該当せず悪性新生物であるので、特定疾病保険金を支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

Aクリニックにおいて非浸潤性乳管癌と診断され、平成 20 年 4 月下旬に同クリニックに入院、翌日に乳房部分切除術を受け、同年 5 月から 6 月にかけて B 病院にて、通院で術後の放射線治療を受けた。

罹患した乳癌は、特定疾病保障特約の悪性新生物であり、同特約にもとづき特定疾病保険金を請求したところ、保険会社は、「非浸潤性乳管癌は上皮内癌であって、支払対象となる悪性新生物に当たらない」との理由で、支払いを拒否された。しかし、下記の理由により納得出来ないので、特定疾病保険金を支払って欲しい。

- (1) 契約時に、全てのガンを保障するという言い方、特に増加傾向のある女性疾病について手厚く保障しているという説明で勧誘された。当然、非浸潤性乳管ガンが不払いになるといふ説明は受けていない。
- (2) 約款に「上皮内ガンを除く」という記述はあるが、非浸潤性乳管癌が上皮内ガンであるという明確な記述はない。
- (3) 医師の間では「TNM悪性腫瘍の分類」を使うのが一般的であること、B病院のY医師から「乳癌には上皮内癌はない」と言われており、罹患した非浸潤性乳管癌は上皮内癌ではない。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、特定疾病保険金を支払ってほしいという申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人の提出した診断書等から、申立人の罹患した乳癌は「非浸潤性乳管癌」との診断をされており、同癌は、癌細胞が乳管内に局限しているものであって、「組織への無制限かつ破壊的な増加で特徴づけられる疾患」に当たらないので、保険金の給付対象となる悪性新生物に該当しない。
- (2) 国際的に統一された腫瘍学の分類上、「非浸潤性乳管癌」は、「上皮内癌」として取り扱われており、約款の除外規定によって悪性新生物に当たらない。

< 裁定の概要 >

下記理由のとおり、申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 4 4 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記理由により、申立人の罹患した非浸潤性乳管癌は、上皮内癌であると判断でき、これを覆すまでの証拠も提出されていないことから、非浸潤性乳管癌は約款別表 1 の対象となる悪性新生物に該当せず、特定疾病保険金を給付すべき対象ではないと判断できる。

申立人は、約款には非浸潤性乳管癌が上皮内癌であるという明確な定義がない(注)と主張するが、約款上のある文言について、約款に定義が記載されていない場合においては、その文言の一般的・標準的な定義を基準にして解釈すべきであり、かつ、それで足りる。なお、その文言が医学用語である場合には、医学的に一般的な定義を使用して解釈すべきである。

(注) 当該保険会社の「特定疾病保障定期保険特約」約款 別表には、「対象となる悪性新生物」として、「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(但し、上皮内癌、及び皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)」と規定されている。

提出された証拠等及び裁定審査会が業務委託機関に医療照会した結果などによれば、「上皮内癌」はごく一般的に使用される医学用語であり、たとえば、標準的な医学辞典である医学大辞典(医学書院 2003 年版)や、国立がんセンターのホームページなどの情報によれば、その定義は「上皮細胞と間質細胞(組織)を境界する膜(基底膜)を破って浸潤していない癌(腫瘍・癌)を指す。」とされている。(なお、上皮内癌は、現在は、上皮内新生物もしくは上皮内腫瘍と呼ばれている。)

一方、乳癌治療の標準的な治療指針をしめす「乳癌取り扱い規約」によれば、「非浸潤性乳管癌」は「非浸潤癌」に分類され、その定義は、「乳管上皮由来の癌で、間質への浸潤の見られないものを言う」とされている。

前記医学大辞典によれば、「上皮内癌」の同義語として、「非浸潤癌」と記載されており、「国際疾病分類(腫瘍学)」によっても、同様である。

よって、「非浸潤性乳管癌」は、「上皮内癌」であると判断すべきである。

実際に申立人の手術をし、摘出した腫瘍の病理診断を行なった A クリニックの X 医師による診断書ならびに当審査会の照会に対する同医師回答書によれば、いずれも申立人の乳癌は、「非浸潤性乳管癌」であり、「上皮内癌」であると診断されている。

- (2) 生命保険契約は附合契約(注)であり、その内容は約款に従って規定されるものであるから、約款に「非浸潤性乳管癌を含む上皮内癌は、特定疾病保険金の給付の対象にならない」として規定されている以上、申立人がその点を営業担当者から説明を受けていなかったとしても、上記保険金を支払うべきか否かは申立契約の約款に従って判断される。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。